

非紹介初診加算料（初診時選定療養費）について

当院では、病院と医院・診療所の機能分化の推進を図る観点から、平成30年10月1日より他医療機関から紹介状をお持ちでない初診の方につきましては、初診加算料（初診時選定療養費）を2,200円（税込み）ご負担して頂きます。

非紹介初診加算料（初診時選定療養費）とは厚生労働省により定められた制度であり、「初期の治療はかかりつけの医院・診療所等で行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という診療所と病院の機能分化の推進を図る目的とされています。病院（200床以上）に初診で受診する際に、他の医療機関から紹介状がない場合に通常の医療費とは別に病院が定めた金額当院は2,200円（税込み）を徴収するというものです。

次のような場合は初診加算料（初診時選定療養費）をご負担頂きます

- 1 当院を初めて受診される場合
- 2 以前に受診したことはあるが、すでに治療が終了（治癒）し再び受診される場合

次のような場合は初診加算料（初診時選定療養費）をご負担頂きません

1. **他の医療機関から紹介状をお持ち頂いた方**
2. 救急車で来院され緊急な診療が必要な場合
3. 各種公費負担制度（指定難病、自立支援医療、生活保護等）受給者
4. 労災、公務災害で受診される方等